「健康保険限度額適用認定証申請書」の手続きについて

前年度の市区町村非課税世帯と認められた場合（被保険者が非課税であることが必須）には、当申請書ではなく、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。

1. 申請書類　「健康保険　限度額適用認定証申請書」
   ※マイオフィスが使用できる方は、マイオフィスからも申請可能です。
   （詳細は「限度額適用認定証の発行について（窓口支払額の軽減措置）」参照）
   ※健康保険法施行規則改正に伴い健保組合に届出いただく本書類への押印は不要といたします。

2. 申請対象者　70歳未満の方で、1か月・1医療機関の中での窓口負担額が下表を超えた方が申請対象となります。

所得区分	適用区分	自己負担限度額	
		過去1年間に高額療養費の支払が3回目まで	4回目から（多数該当）
標準報酬月額83万円以上	ア	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
標準報酬月額53～79万円	イ	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
標準報酬月額28～50万円	ウ	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
標準報酬月額26万円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者（住民税非課税）	オ	35,400円	24,600円

3. 「限度額適用認定証」を受け取ったら
   月の末日までに医療機関へ提示してください。（※月をまたぐ場合は毎月提示）
   一医療機関でのひと月の自己負担額が「高額療養費の自己負担限度額」までとなります。

4. 有効開始日　申請書が健康保険組合に到着した月の1日

5. 有効期限　毎年8月31日　迄
   ※医療機関が変わっても期限まではそのまま使用可能ですが、被保険者の標準報酬月額の変動により区分（ア～エ）が変わることがあります。その際、新しい証書に差替えとなります。

6. 書類送付先
   送付先は下記をご確認ください。
   https://kenpo.jp.fujitsu.com/contact_02.html　富士通健保　送付先　検索
   富士通健康保険組合 HP ＞ ホーム ＞ 書類の提出先（ページ最下段右）

以　上

2021. 9. 9

記入例　太枠の中を記入ください。（押印は不要）

健康保険限度額適用認定証申請書

健保組合	常務理事		事務局長		主査		担当	

被保険者証	記 号	1110	番 号	999999	氏 名	富士通　太郎
対 象 者（療養を受ける方）	氏名	富士通　花子			被保険者との続柄	妻
	生年月日	(昭和)・平成・令和　47　年　8　月　1　日　（　49　歳）				
使 用 開 始 月		令和　3　年　9　月				

上記のとおり申請します。

令和　3　年　8　月　21　日

マイオフィスが使用できる方は、マイオフィスからも申請可能です。ぜひご利用ください。
（詳細は「限度額適用認定証の発行について（窓口支払額の軽減措置）」参照）

氏名　富士通　太郎

事業所名	富士通株式会社	所属	第〇営業部	電話番号	内線または外線番号記入

[注意事項]

① 前年度の市区町村民税が非課税世帯と認められた場合(被保険者が非課税であることが必須)には、当申請書ではなく『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書』をご提出ください。

② 70 歳以上の方は、『高齢受給者証』を医療機関へ提示することで同様の扱いとなることから、当証書の発行申請は必要ありません。(ただし、前年度の市町村民税で非課税世帯(被保険者が非課税であることが必須)の場合には、上　記①にならってください。)

[申請書類送付先]

(1) 富士通（株）および、社会保険関連書類の提出窓口が「人事・総務サービスセンター」になっている会社にお勤めの方
　人事・総務サービスセンター　社会保険担当　宛

(2) (1) 以外の関係会社の方　　各事業所人事勤労担当部門　社会保険担当　　宛

【事業所使用欄】

担当者名	年　月　日受付	備考欄	

【健保使用欄】

認定証結果	標準報酬月額	適用開始月	限度額適用区分
	千円	年　月	ア・イ・ウ・エ

健康保険限度額適用認定証申請書

健保組合	常務理事		事務局長		主査		担当	

被保険者証	記 号		番 号		氏 名	
対 象 者 (療養を受ける方)	氏名			被保険者との続柄		
	生年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日（　　歳）				
使 用 開 始 月		令和　　年　　月				

上記のとおり申請します。

令和　　年　　月　　日

被保険者　住所　〒　　ー

氏名

事業所名		所属		電話番号	

[注意事項]

① 前年度の市区町村民税が非課税世帯と認められた場合(被保険者が非課税であることが必須)には、当申請書ではなく『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書』をご提出ください。

② 70 歳以上の方は、『高齢受給者証』を医療機関へ提示することで同様の扱いとなることから、当証書の発行申請は必要ありません。(ただし、前年度の市町村民税で非課税世帯(被保険者が非課税であることが必須)の場合には、上 記①にならってください。)

[申請書類送付先]

(1) 富士通（株）および、社会保険関連書類の提出窓口が「人事・総務サービスセンター」になっている会社にお勤めの方
人事・総務サービスセンター　社会保険担当　宛

(2) (1) 以外の関係会社の方　　各事業所人事勤労担当部門　社会保険担当　　宛

【事業所使用欄】

担当者名	年　月　日受付	備考欄	

【健保使用欄】

認定証結果	標準報酬月額	適用開始月	限度額適用区分
	千円	年　　月	ア・イ・ウ・エ

2021.9.9